

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第七号）（建築課）

一 改正の要旨

建築士法施行規則の一部改正により一級建築士の免許等に関する手続について申請書等への押印等が不要とされたことに準じて、二級建築士及び木造建築士の免許等に関する手続について申請書等への押印等を不要とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年二月八日